令和８年１１月１１日
保 健 福 祉 政 策 部
国 保 ・ 年 金 課

世田谷区国民健康保険条例の一部を改正する条例

１　改正理由

国民健康保険法の改正に伴い、世田谷区国民健康保険条例について規定の整備を図る必要があるため、本条例の一部を改正する。

２　改正内容

国民健康保険法の改正に伴い、引用する条項番号にずれが生じたことから、その整合を図るため所要の改正を行う。

３　施行期日

令和９年３月１日

４　新旧対照表

別紙のとおり

別　紙　2

世田谷区国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区国民健康保険条例 昭和34年11月10日条例第14号 改正 世田谷区国民健康保険条例 目次（略） 第１条～第５条　（略） （療養の給付の範囲） 第６条　療養の給付の範囲は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第36条第１項及び第54条の３第５項に定めるところによる。 第７条～第９条（略） （入院時食事療養費） 第９条の２　入院時食事療養費の支給は、法第52条及び第54条の３第５項に定めるところによる。 （入院時生活療養費） 第９条の３　入院時生活療養費の支給は、法第52条の２及び第54条の３第５項に定めるところによる。 （保険外併用療養費） 第９条の４　保険外併用療養費の支給は、法第53条及び第54条の３第５項に定めるところによる。 （療養費） 第９条の５　療養費の支給は、法第54条並びに第54条の３第５項及び第８項から第10項までに定めるところによる。 （訪問看護療養費） 第９条の６　訪問看護療養費の支給は、法第54条の２及び第54条の３	○世田谷区国民健康保険条例 昭和34年11月10日条例第14号 改正 世田谷区国民健康保険条例 目次（略） 第１条～第５条　（略） （療養の給付の範囲） 第６条　療養の給付の範囲は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第36条第１項及び第54条の３第４項に定めるところによる。 第７条～第９条　（略） （入院時食事療養費） 第９条の２　入院時食事療養費の支給は、法第52条及び第54条の３第４項に定めるところによる。 （入院時生活療養費） 第９条の３　入院時生活療養費の支給は、法第52条の２及び第54条の３第４項に定めるところによる。 （保険外併用療養費） 第９条の４　保険外併用療養費の支給は、法第53条及び第54条の３第４項に定めるところによる。 （療養費） 第９条の５　療養費の支給は、法第54条並びに第54条の３第４項及び第７項から第９項までに定めるところによる。 （訪問看護療養費） 第９条の６　訪問看護療養費の支給は、法第54条の２及び第54条の３

改正後	改正前
第５項に定めるところによる。 第９条の６～第29条　（略） 附則（令和８年　月　日条例第　　号） この条例は、令和９年３月１日から施行する。	第４項に定めるところによる。 第９条の６～第29条　（略）